

TOPIC
07

犬のしつけ広場

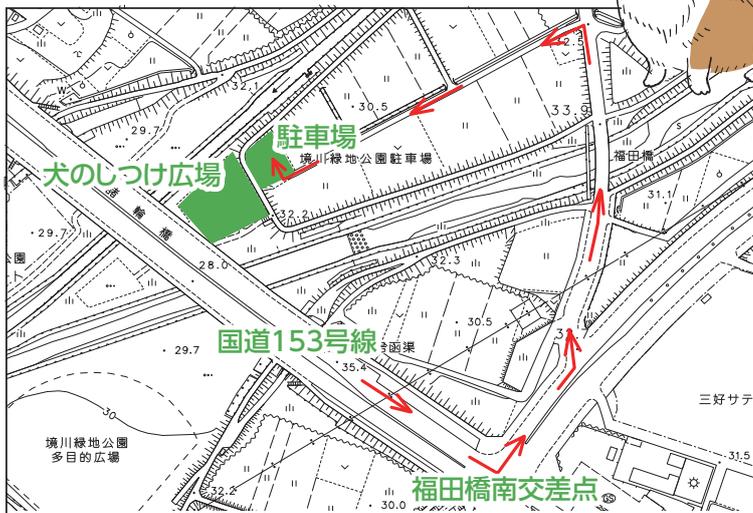


●犬のしつけ広場とは

犬の適正飼育と飼い主のマナー向上のため、国道153号高架下の境川緑地内(諸輪仲田)に開設されたドッグ・ランのことです。ボランティア団体の「犬のしつけ広場を愛する会」を中心に、利用者の有志によって運営され、イベント、セミナー、勉強会、交流会などを随時開催しています。

●広場を利用するには

広場の入場には「利用パスポート」と「鍵」が必要です。お持ちでない場合は、利用パスポートの申請をしてください。手続き後は、いつでも自由に広場を利用できます。



●申請方法

右記の「利用パスポート発行日」に犬を連れて直接広場へお越しください。

- ※発行は時間内のみの受け付けに限ります。
- ※駐車場は10台程度です。満車時は30分程度時間をずらしてお越しくださるようご協力ください。
- ※天候などにより、中止、日程変更になる場合があります。事前に「犬のしつけ広場」facebookのお知らせ掲示板でご確認ください。(facebookのアカウントが必要)。



▲「犬のしつけ広場」facebook

令和8年度利用パスポート発行日時

4月 4日(土)	午前10時～11時
6月14日(日)	
10月 3日(土)	
12月 6日(日)	
令和9年2月 6日(土)	

申請時の
持ち物

- ① 犬の鑑札(畜犬登録)
- ② 狂犬病予防注射済票(1年以内のもの)
- ③ ワクチン接種証明書または抗体検査結果など(1年以内のもの)
- ④ パスポート登録手数料(1頭につき2,000円、広場の鍵代を含む)

- ※基本的に飼い主(犬を制御できる15歳以上の人に限る)1人につき犬1頭で申請にお越しください。複数の犬の申請をしたい場合は、頭数と同じ人数でお越しください。ご不明な場合は事前メールでお問い合わせください。
- ※場内での犬の行動は全て飼い主の責任となります。パスポート申請時に、その旨の同意書に署名していただきます。

●持ち物

犬の首輪、排泄物処理用ビニール袋、犬用飲み水、水入れ容器、タオルなど

●広場を利用できない飼い主

規則を守れない、体力に自信がない、妊婦、7歳以下の子ども

●広場を利用できない犬

攻撃的、噛み癖がある、原因不明の下痢が続いている、伝染性の病気を持つ、避妊・去勢済みでない(すでに入会している犬については可)

●その他

駐車場、広場周辺でのノーリードやふんの放置は絶対にしないでください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ

問い合わせ 都市整備課 / ☎0561-56-0748 (ID:3279)
令和8年度広場代表 福本 mkfuku1974@gmail.com